



第 4 号様式

流教ス第 82 号
令和 7 年 3 月 3 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 20 日付け、流監第 107 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和7年2月20日・流監第 107 号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部スポーツ振興課	意見	補助金交付事務において、補助額の根拠となる書類の一部に不足があった。提出を受ける書類の見直しを図るなど、より厳密な審査による事務の執行に努められたい。	所属チーム数を補助金の算定基準としている少年サッカー事業補助金及び少年野球事業補助金の交付要綱を改正し、「所属クラブ等の名簿」を申請書類の一つとして明記し審査時に必要な書類としました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。